

市民助け合いネット



「指定管理者制度」特集号

発行
NPO法人 市民助け合いネット
代表 片岡 興一
〒270-0114 流山市家初石1-112-5
☎ 04-7153-5733

指定管理者制度

流山市の指定業者選定に問題あり!

流山市の「指定管理者制度」対象施設と、決定した指定業者一覧

施設名	専門性	決定した指定業者	業種	摘要
福祉会館(6カ所)		㈱シルバー人材センター	有	市の外郭団体
流山福祉会館		社会福祉協議会	有	市の外郭団体
ケアセンター	◎	社会福祉協議会	有	市の外郭団体
さつき園	◎	社会福祉法人まほろば	有	障害者作業施設
市民総合体育館		流山市体育協会	無	市内の公共団体
市民プール		流山市体育協会	無	市内の公共団体
北部柔道場		流山市体育協会	無	市内の公共団体
コミュニティプラザ		帝国ビル管理協同組合	有	㈱の集合体(東京)
生涯学習センター		アクティオ ㈱	有	当業種専門企業(東京)
一茶双樹・黎明		㈱グリーンダイナミックス	有	松戸市の企業
相馬ユートピア	◎	㈱流山ふるさと振興公社	有	㈱が市の外郭団体

◎は、専門性が必要な施設

平成十五年九月に地方自治法が改正され、これまで、行政の直営か外郭団体しか管理運営できなかった、地方自治体の「公的施設(公民館、福祉会館など)」を、個人以外の団体(含む一般企業)にその業務を委託することができ、「指定管理者制度」が導入されました。

流山市でも「行政の市民との協働」「行政コストの削減」「市民へのサービス向上」をきっかけ、この制度を導入。十六の施設をその対象施設として発表し、参加団体を募集しました。十六施設に対し、応募したのは四十九団体の民間企業だけで、『生涯学習センター』の管理運営に応募した「市民助け合いネット」をはじめ、応募した七つの市民団体は全て選ばれませんでした。(十六施設と選定された指定業者は左記のとおりです)

これでは、地域の市民公益団体が育たない

上記の一覧表の選定された指定業者をご覧下さい。この結果からは、まず第一に「実績」が優先されているといわざるを得ません。第二に、指定された事業者ほとんどが市内の団体で、残りも市外の実績のある企業が指定されました。応募した市内の七つの市民団体(NPO法人を含む)は、一カ所も指定されていません。いま、全国的に大きな潮流となり、流山市も力を入れている「市政への市民参加」と、このたびの「指定管理者制度」の視点から、この結果を考えて見ると、幾つかの問題点が浮かび上がってきます。

問題① 流山市の急務、「市民公益団体の育成」

流山市では、「行政への市民参加」を促進するため、次のような諸施策を実施しています。

- ・「財政再建」「市民サービス向上」のため、市民の力を必要とし、行政改革審議会からの答申を受けて策定された「行政改革実行計画」では、「行政への市民参加」を柱の一つとして基本方針としている。
- ・市民活動推進室を十六年四月に新設。市民活動推進センターも十八年四月から開設するなど、市民公益団体の育成に力を入れようとしている。
- ・パートナーシップ市民会議(市民十七名)を開催(9回)し

て、行政と市民の「協働」(コラボレーション)について提言を受けて、「パートナーシップ指針」を策定し、助成金制度も創設した。

このような状況の中、今回の「指定管理者制度」の導入は、本格的な「市民参加」の絶好のチャンスであったにもかかわらず、いざ「市民参加」の《実》を採り込む今回の選定には、最初から市民団体には門戸を閉ざしているのではないかと疑われ、「市民公益団体の育成」や「市民参加」の視点が全く抜けているといわざるを得ません。

これでは、行政の本気度が疑われ、市民側の「参加」意欲も減退します。「市民団体」の育成は望めないでしょう。(2面へ)

（1面より）
問題③

真の「市民サービス」の向上はできるのか

実績最重点の選定ではたして「良質なサービス」を行える団体を選定できたのでしょうか。実績（経験）は確かに大切なことです。しかし、実績に全幅の信頼を置けないことは、今、社会の中でたくさん起こっています。安全牌ではありません。専門性を必要とする施設（今回のさつき園など）は実績を重視するべきですが、「実績があれば安心」という考えを重視するあまり、リスクが少ないにもかかわらず、メリツトの多い新しいことが行われず、進歩が図れないばかりか、前記の問題①のようなことも起こります。

そして、「実績」重視で選定されると、実績のない市民団体などは、いつまでたっても実績が無く、未来永劫指定されないこととなります。

●選定期間はたった三日間●

今回の選定に要した時間は、十一月一日から七日（実働二日間）です。この少ない時間で、応募四十九団体を充分比較検討したり、実施している地元の評判を聞くなど「良質なサービ

ス」が提供できるかどうか検討できたのでしょうか。

また、福祉会館ハカ所全てを一つの事業者に指定したのも問題です。同じような施設は、複数の事業者間による競争の原理を働かせ、サービスの向上を図る、という当制度の意義が減退します。

問題④

「選定基準」公平性が認められない

選定基準や配点は、まだ情報公開されていないため不明ですが、近隣先行市の市川市や松戸市と同じだとすると（ほぼ同じとの情報あり）、選考基準に大いに問題があるといえます。

市民団体が弱点とする「実績」や「財政基盤」など企業や公共団体などを高く評価する項目が入っている反面、市民団体の強みとする「市民の立場と目線による企画・運営」や「地元の雇用」「中高年の能力・技術の活用」「利益の地元への還元」など、市民にとってのメリツトといえる市民団体を高く評価する項目が入っておらず、公平・平等に欠け、片手落ちです。平素、「公平」を標榜している行政らしくありません。

問題④

施設で異なる選定基準

対象施設のうち、体育施設以外はすべて「実績」と「財政基盤」が重要視されて選定されています。

これは、同様施設運営を経験していることによる「安心感」と、その団体の経営の「安定度」を評価したものでしょう。特に、障害者施設やケアセンターなどは専門性が必要で、実績は重要です。

ところが、十一月五日に行われた議会の委員会における行政側の答弁では、体育施設は《貸館業務》だから経験（実績）は必要とせず、財政基盤も連鎖倒産などがある企業より、公共団体の方が安定しているとしています。

それでは、同じ《貸館業務》を主体としている他の施設が「実績」と「財政基盤」が重要視されて選ばれているのは、どうなのでしょう。

答が先にありきで、基準は都合主義による後付け、といわれても仕方がないでしょう。

ここでも、「公平」「平等」と「公正」が疑われます。

今後に向けて…

「提案」と「要望」

①「選定基準」の見直し

次回までに、「選定基準」を公平さを期するため、市民団体を評価する次の項目を加える。（案に対してパブリックコメントを求める）

- ①市民の立場、目線や気持ちによる企画と管理運営
- ②中高年の能力・スキル・人脈の活用
- ③地元での雇用の創造
- ④該当施設での収益の地域還元
- ⑤市民参画意欲の向上

②今回の指業務の二部市民団体への再委託

前述の実績重視の弊害を緩和するため、市民団体に学習経験する「場」を提供して、実績を作るチャンスを与える。議会の決定を経て指定事業者が確定されたあと、指定業者と結ぶ「協定」に、市民団体への「再委託」を明記する。

それにより、実績と資金力のある企業などの強みと、市民団体の強みが融合して補完しあう、全国的にも珍しい行政と企業と市民団体三者のコラボレーション（協働）を実現する。

③選定期間を充分にとる

選定作業には充分に日数をかけ、応募団体の比較検討などを充分精査する。

④市民の中にある豊富な人材を活用する

市民公益団体には、大手企業のOBで、有能で高いスキルと人脈を持った市民がたくさん参加している。ビジネス社会で巨額の金額を動かす企業の経営実績を持つ人、また、企画、生産、営業、財務、人事などあらゆる分野で長年もまれ、鍛えられてきた人たちもいる。

このような仲間をまとめてマネージメントするのも、競争の激しい社会で培った能力、スキルである。市民をもっと信頼すると共に、豊富な市民の潜在力を活用するべきである。